

○北海道警察旗の制式及び使用等に関する規程

北海道警察本部訓令第3号

平成15年3月5日

改正 平成18年7月31日警察本部訓令第24号、22年3月24日第4号、23年3月22日第5号、24年3月23日第11号、27年3月23日第11号、令和2年3月13日第4号、4年3月15日第3号

北海道警察旗の制式及び使用等に関する規程を次のように定める。

北海道警察旗の制式及び使用等に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、北海道警察旗（以下「警察旗」という。）の制式及び使用等について必要な事項を定めるものとする。

(種別及び制式)

第2条 警察旗の種別は、本旗、略旗及び掲揚旗とする。

2 警察旗の制式は、本旗は別表第1、略旗は別表第2、掲揚旗は別表第3のとおりとする。

(備付け)

第3条 本旗及び掲揚旗は、北海道警察本部（以下「警察本部」という。）に備え付けるものとする。

2 略旗は、別表第4に掲げる部署、所属及び附置機関に備え付けるものとする。ただし、北海道警察本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めたときは、別表第4の所属以外の所属に警察旗を備え付けることができる。

(掲揚等)

第4条 本旗及び略旗は、使用する場合を除き、常に次の場所に掲げておくものとする。ただし、警察本部の広報課及び装備課並びに方面本部の警務課に備え付ける略旗については、この限りでない。

(1) 本旗は、本部長室

(2) 略旗は、別表第4に掲げる場所

2 掲揚旗は、原則として、月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）までの午前8時45分から午後5時30分までの間、警察本部の国旗掲揚ポールに掲揚するものとする。ただし、降雨、降雪、強風等により掲揚旗を掲揚することが著しく困難な場合は、この限りでない。

(使用基準)

第5条 本旗は、次のいずれかに該当する場合に使用することができる。

(1) 北海道警察が主催する主要な行事に使用する場合

(2) その他職員の士気高揚等のため本部長が特に必要と認めた場合

2 略旗は、次のいずれかに該当する場合に使用することができる。

(1) 略旗を備え付ける部署又は所属が主催する行事に使用する場合

(2) その他職員の士気高揚等のため、所属長が必要と認めた場合

(使用手続)

第6条 所属長は、本旗を使用する必要があるときは、本部長の承認を受けるものとする。

2 所属長は、前項の承認を受けようとするときは、北海道警察旗使用申請書（別記第1号様式）を北海道警察本部総務部装備課長（以下「装備課長」という。札幌方面以外の方面の所属長にあつては、当該方面本部の警務課長経由）に提出するものとする。

3 所属長（第3条第2項の規定により略旗を備え付けている所属の長を除く。次項において同じ。）は、当該所属で略旗を使用する必要があると認めたときは、警察本部にあつては装備課長、方面本部にあつては警務課長が備え付けている略旗を使用することができる。

4 所属長は、前項の規定により略旗を使用しようとするときは、北海道警察旗使用申請書により、装備課長又は方面本部の警務課長に申請し、その承認を受けるものとする。

5 装備課長及び方面本部の警務課長は、北海道警察旗使用簿（別記第2号様式）を備え付け、装備課長にあつては本旗及び略旗、方面本部の警務課長にあつては略旗の使用状況を明らかにするものとする。

(保管責任者)

第7条 警察旗の保管責任者は、次の各号の警察旗の種別に応じ、当該各号に掲げる者とする。

(1) 本旗 装備課長

(2) 略旗 北海道警察学校庶務部長（北海道警察学校（以下「警察学校」という。）の分校にあつては、分校長）及び略旗を備え付ける所属の長

(3) 掲揚旗 北海道警察本部総務部施設課長

附 則

1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に備え付けられている略旗については、別途、略旗が配分されるまでの間は、引き続き使用することができる。

附 則（平成18年警察本部訓令第24号）

この訓令は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成22年警察本部訓令第4号）

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年警察本部訓令第4号）抄

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年警察本部訓令第3号）抄

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

北海道警察旗（本旗）の制式	
形 状	
地 質 ・ 色	<small>せいけんさきぞめこはくおりあわせじ</small> 正絹先染琥珀織裕地とし、濃紺色とする。
標 章	旗の中央に旭日章を配し、その外周を「北海道」を図案化した菱形枠で囲む。
警 察 名	旗の下端の線に沿って、「北海道警察」と隷書体で表示する。1文字の大きさは、縦9センチメートル、横11センチメートルとする。
刺 し ゆ う	旭日章と警察名は、本金糸盛り上げ手縫い総刺しゅう、北海道の内部は旗地と同色の絹糸手縫い総刺しゅう、北海道の縁は銀糸盛り上げ手縫い総刺しゅうとする。
飾 り 房	旗の縁に長さ15センチメートルの本金糸四段七宝編フレンジ大型飾り房及び小房4個付きとする。

別表第2（第2条関係）

北海道警察旗（略旗）の制式		
形状		
色	濃紺色とする。	
標章	旗の中央に金茶色の旭日章を配し、その外周を白色で縁取りし、「北海道」を図案化した菱形枠で囲む。	
所 属 名 等		
<p>旗の下端の線に沿って、白色で部署、所属又は附置機関の名称を表示する。書体は、漢字は隸書体、アルファベットはローマン書体とし、所属名の表示は、下記のとおりとする。表示の範囲は、縦8センチメートル、横55センチメートルから85センチメートルとする。</p>		
部署等	所 属 等	表 示 方 法
警察本部	広報課及び装備課	北海道警察 HOKKAIDO POLICE
	広報課音楽隊	北海道警察音楽隊
	生活安全企画課生活安全特別捜査隊	北海道警察生活安全特別捜査隊
	地域企画課鉄道警察隊	北海道警察鉄道警察隊
	自動車警ら隊	北海道警察自動車警ら隊

	機動捜査隊	北海道警察機動捜査隊
	交通機動隊	北海道警察交通機動隊
	高速道路交通警察隊	北海道警察高速道路交通警察隊
	機動隊	北海道警察機動隊
	航空隊	北海道警察航空隊
警察学校	警察学校	北海道警察学校
	函館方面分校	北海道警察学校函館方面分校
	旭川方面分校	北海道警察学校旭川方面分校
	釧路方面分校	北海道警察学校釧路方面分校
	北見方面分校	北海道警察学校北見方面分校
函館方面 本 部	警務課	北海道警察函館方面本部
	地域課鉄道警察隊	北海道警察函館方面鉄道警察隊
	交通課交通機動隊	北海道警察函館方面交通機動隊
	交通課高速道路交通警察隊	北海道警察函館方面高速道路交通警察隊
旭川方面 本 部	警務課	北海道警察旭川方面本部
	地域課鉄道警察隊	北海道警察旭川方面鉄道警察隊
	交通課交通機動隊	北海道警察旭川方面交通機動隊
	交通課高速道路交通警察隊	北海道警察旭川方面高速道路交通警察隊
釧路方面 本 部	警務課	北海道警察釧路方面本部
	地域課鉄道警察隊	北海道警察釧路方面鉄道警察隊
	交通課交通機動隊	北海道警察釧路方面交通機動隊
	十勝機動警察隊	北海道警察十勝機動警察隊
北見方面 本 部	警務課	北海道警察北見方面本部
	地域課鉄道警察隊	北海道警察北見方面鉄道警察隊
	交通課交通機動隊	北海道警察北見方面交通機動隊
	交通課高速道路交通警察隊	北海道警察北見方面高速道路交通警察隊
警 察 署		方面名を省略し、〇〇警察署

別表第3（第2条関係）

北海道警察旗（掲揚旗）の制式	
形 状	
色	濃紺色とする。
標 章	旗の中央に金茶色の旭日章を配し、その外周を白色で縁取りし、「北海道」を図案化した菱形枠で囲む。

別表第4（第3条関係）

部 署	所 属 等	掲 げ る 場 所
警 察 本 部	広報課、装備課	(課内のロッカー等に保管)
	広報課音楽隊、生活安全企画課生活安全特別捜査隊、地域企画課鉄道警察隊、自動車警ら隊、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、航空隊	隊長室
警 察 学 校	警察学校、方面分校	学校長室、分校長室
函館方面本部	警務課	方面本部長室 (課内のロッカー等に保管)
	地域課鉄道警察隊、交通課交通機動隊、交通課高速道路交通警察隊	隊長室
旭川方面本部	警務課	方面本部長室 (課内のロッカー等に保管)
	地域課鉄道警察隊、交通課交通機動隊、交通課高速道路交通警察隊	隊長室
釧路方面本部	警務課	方面本部長室 (課内のロッカー等に保管)
	地域課鉄道警察隊、交通課交通機動隊、十勝機動警察隊	隊長室
北見方面本部	警務課	方面本部長室 (課内のロッカー等に保管)
	地域課鉄道警察隊、交通課交通機動隊、交通課高速道路交通警察隊	隊長室
警 察 署		署長室



年 月 日

殿

（申請所属長）

北海道警察旗使用申請書

種 別	本 旗 略 旗
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用場所	
使用目的	
使用責任者	職 氏名 電話番号
備 考	

- 注1 規格は、A列4番縦長とする。  
2 不要の文字は、横線で消すこと。

別記第2号様式（第6条関係）

北海道警察旗使用簿

保管責任者印	使用所属	貸出期間	行事等名	使用責任者名 ・ 氏名	返納月日	取扱者

注 規格は、A列4番横長とする。